

## 1. 平成31年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成31年2月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成31年度施政方針について
- 日程4 議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程5 議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程6 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第5号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第6号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第7号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第8号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第9号 郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第10号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第11号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第12号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第13号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第14号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第15号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第16号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第17号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第18号 郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程21 議案第19号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第20号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第21号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第23号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程26 議案第24号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程27 議案第25号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程28 議案第26号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程29 議案第27号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程30 議案第28号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第29号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程32 議案第30号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程33 議案第31号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程34 議案第32号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第33号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第34号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程37 議案第35号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第36号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第37号 平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程40 議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算について
- 日程41 議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程42 議案第40号 平成31年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程43 議案第41号 平成31年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程44 議案第42号 平成31年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程45 議案第43号 平成31年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程46 議案第44号 平成31年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程47 議案第45号 平成31年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程48 議案第46号 平成31年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程49 議案第47号 平成31年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程50 議案第48号 平成31年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について

- 日程51 議案第49号 平成31年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程52 議案第50号 平成31年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程53 議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程54 議案第52号 平成31年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程55 議案第53号 平成31年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第54号 平成31年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第55号 平成31年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第56号 平成31年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第57号 平成31年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程60 議案第58号 平成31年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程61 議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程62 議案第60号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程63 議案第61号 財産の無償譲渡について（上沢集会所敷地及び倉庫）
- 日程64 議案第62号 市道路線の廃止について
- 日程65 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程66 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程67 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところ出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成31年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 武藤忠樹君、15番 尾村忠雄君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月20日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月26日から3月22日までの25日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月22日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ出席いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、広報紙掲載のため写真撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

---

### ◎平成31年度施政方針について

○議長（兼山悌孝君） 日程3、平成31年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日、平成31年第2回郡上市議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様には御参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず市政運営の基本方針について申し上げます。

郡上市は、この3月1日で合併・市制施行満15年を迎えます。これまで受けてきた財政上の特例措置などが終了し、いよいよ一つの都市自治体としての自立の度合いを高めていかなければなりません。平成31年度は、これまでの新市づくりのための歩みを土台として、みんなが安心して暮らし続けられる活力あるふるさと郡上を構築するため、防災・減災、観光立市郡上、産業振興・人材育成・雇用創出などに重点を置き、取り組みを進めてまいります。

初めに防災・減災について。ことしは、八幡北町の大火から100年、和良下沢の大火から70年、伊勢湾台風から60年、奥美濃地震から50年、平成11年9.15豪雨災害から20年など、過去に郡上を襲った幾つかの大きな災害のあった年から数えて節目の年に当たります。

また、昨年7月豪雨災害を初めとして、酷暑、強風といった災害の年でもありました。これらのことから、合併・市制施行15周年を迎えるに当たり、これを一つの契機として、いま一度防災について考え、市民の皆様とともに災害に強い郡上市づくりを進めていきたいと考えております。

観光立市郡上については、平成30年度は地域資源のデータベース化や地域内のキャッシュレス化の推進、観光塾を初めとした人材の育成、スポーツツーリズムなどに取り組んでまいりました。

3年度目となる平成31年度は、観光地の地域経営を担うDMO組織づくり、これはDESTINATION・MANAGEMENT・ORGANIZATIONの略でありますけれども、いわば観光目的地のマネジメントをする組織とでも申しましょうか、そうした観光地の地域経営を担うDMO組織づくりやマーケティング体制の構築、またスポーツコミッションの設立などを推進することにより地域経済への波及効果を高め、域内経済循環につなげる取り組みを進めます。

産業振興・人材育成・雇用創出については、平成30年度から産業振興の拠点として活動を開始いたしました郡上市産業支援センターを中心に、事業者の経営支援、事業承継・起業支援の推進とともに、さまざまな分野で活躍できる人材の確保・育成に向けた取り組みを移住・定住施策と絡めながら進めてまいります。

このほか、第2次郡上市総合計画及び郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、子ども子育て・教育、地域支え合いなどの重点プロジェクトに取り組んでまいります。

なお、これらの具体的な取り組みについては、後ほど分野別の施策の中で申し述べます。

さて、国の経済状況に目を移しますと、経済政策アベノミクスの推進により、緩やかながら着実な景気の拡大期が続き、本年1月で戦後最長期間になった可能性が高いとの見解が示されたところ

です。

そして、引き続き、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しが続くと思込まれる中、本年10月には消費税率の引き上げが予定されており、地域経済への影響が注目されるところであります。国においては、消費税率引き上げによる需要変動を乗り越えるため、あらゆる施策を総動員するとされており、国の打ち出す経済対策などを注視しながら、必要に応じて迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

こうした考え方や背景をもとに平成31年度の当初予算を編成した結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費である普通建設事業費では、防災行政無線整備や高鷲庁舎耐震補強改修が完了したことなどにより、前年度対比5.2%、2億9,193万円減の53億3,490万円となりましたが、道路、河川等のインフラ整備に必要な事業費を確保した上で、大島工業団地の造成に関連する道路や調整池の整備事業、高鷲高原スポーツ広場第1グラウンド人工芝生化、仮称であります。郡上八幡まちなみ交流館、そして短歌の里交流館よぶこどりの建設工事等を計上いたしました。

また、義務的経費の人件費は、選挙経費等の計上により0.5%、1,865万円増の41億5,499万円、扶助費は0.9%、2,924万円増の31億2,938万円、公債費は5.2%、2億2,446万円減の40億7,281万円となりました。

その他の経費の中で、物件費は、避難所用資機材の購入等を行う災害対策施設・設備整備事業、参議院議員等の選挙経費、事務端末機器の更新経費等を計上した結果、6.9%、2億8,946万円増の44億6,656万円、補助費等については、岐阜県消防操法大会開催事業の終了等により0.5%、1,257万円減の24億4,264万円、そして他会計への繰出金は0.7%、2,364万円増の33億5,016万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、法人市民税法人税割の税収減や固定資産税における土地評価額の時点修正及び償却資産の経年減価による税収減、たばこ税の健康志向の高まりによる消費本数の減少による税収減を勘案し、市税全体では前年度と比べ0.3%、1,651万円の減額となる48億8,824万円を計上いたしました。

地方交付税については、国において地方交付税総額が前年度対比で約2,000億円増額され16.2兆円とされるとともに、個別の算定において標準団体の面積の見直し等による経費加算の算入増が見込まれるものの、合併算定替え特例の終了に伴い一本算定になったことによる影響、地域総合整備事業債、臨時地方道整備事業債償還費の算入減、辺地債、過疎債の償還費の減少による交付税措置額の減等の要因により、普通交付税は、前年度対比0.1%、1,000万円減の104億9,000万円を計上いたしました。

また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して前年度と同額の7億8,000万円を当初計上し、地方交付税全体としては、0.1%、1,000万円減の112億7,000万円となりました。

市の借金であります市債におきましては、通常債で18億4,440万円を計上いたしました。平成30年度予算と比較しますと、9億6,350万円下回りますが、これは平成30年度までで合併特例債を発行限度額まで全額活用し終えた影響によるものであります。

しかし、平成31年度においても、辺地債及び過疎債に加え緊急防災・減災事業債や防災基盤整備事業債等を可能な限り有効活用し、防災・減災対策を中心として投資的事業を推進することとしています。

ただ、今後は、従来、活用してきました合併特例債と比較して、その元利償還費についての交付税算入率が低い地方債も活用する必要があることから、実質公債費比率は若干上がる見込みを立てているところであります。

国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債については、国の総枠の減少に伴い、14.3%、1億1,000万円減の6億6,000万円を計上し、市債全体では、30%、10億7,350万円減の25億440万円を計上したところであります。

以上の結果、平成31年度当初予算の一般会計の規模としては、歳入歳出それぞれ280億4,200万円、前年度当初予算と比較して、0.5%、1億3,500万円の減となっております。

なお、ケーブルテレビ伝送路等更新の財源に充てるためにケーブルテレビ整備事業基金から3億3,000万円、大島工業団地造成関連整備、ホテル積翠園改修、吠高原スポーツ広場第1グラウンド改修、都市再生整備、短歌の里交流館よぶこどり建設、(仮称)郡上八幡まちなみ交流館建設の財源に充てるために公共施設整備基金から8億5,000万円、また郡上カンパニープロジェクト、観光立市郡上、雇用対策の推進、(仮称)旧越前屋の活用、産業連関表の作成等の財源に充てるために地域振興基金から8,900万円を繰り入れることとし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために10億8,300万円を繰り入れることにより予算を編成したことを申し添えます。

このような方針に基づき編成した平成31年度当初予算の規模は、先ほども申し上げましたが、一般会計280億4,200万円、0.5%、1億3,500万円の減。特別会計は138億3,586万円、0.4%、5,870万円の増。企業会計は72億4,087万円、2.5%、1億8,925万円の減。以上、合計いたしまして、491億1,873万円、0.5%、2億6,554万円の減となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画前期基本計画の柱立てに沿って、以下、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を説明申し上げます。

最初に、1つ目の柱であります「産業・雇用」についてであります。

農業を取り巻く環境は、農家人口の減少・高齢化の進展を初め、鳥獣や異常気象による農作物被害の発生など厳しい状況にありますが、中山間地域の特性を生かした多様な取り組みにより持続可能な農業・農村を目指します。

まず、担い手対策については、農地利用最適化推進重点地区会議を各地域で開催し、集落営農組

織化を促進するとともに、新規就農者の実習指導や就農直後の所得確保を支援して、地域農業を担う人材及び組織の育成に努めます。

鳥獣被害防止対策については、引き続き鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を進めるとともに、恒久柵の設置や狩猟免許の取得等への助成を行い、地域ぐるみの捕獲、防除活動を推進いたします。

農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を実現するため、生産工程を適切に管理するGAP、グッド・アグリカルチュラル・プラクティスの略だそうでございますが、いわばよき農業生産工程管理とでもいう認証の取得を支援するなど、地域ブランド農産物の生産振興と販路の拡大に努めます。

また、昨年6月にオープンした清流長良川あゆパークでは、子どもたちに親しまれ魅力ある多彩な体験学習を展開して、世界農業遺産の情報発信と利用者の拡大に努めてまいります。

次に、森林・林業については、平成31年度から、まだ現在の時点では仮称と冠されておりますが、森林環境譲与税が創設されるとともに、新たな森林経営管理制度が始まります。手入れ不足の人工林の整備保全や人材育成など多様な取り組みを進めて森林の公益的機能を向上させるとともに、地域住民の安全・安心の確保に努めます。

さらに、市内の森林の一元管理と森林・林業・木材産業関係者の連携強化のために先ごろ設立されました郡上森林マネジメント協議会の活動・運営を支援し、森林整備の促進及び木材の生産・流通・消費構造の効率化を目指します。

農業生産基盤及び農業集落環境の整備を図るため、県営中山間地域農村活性化事業等により継続的に事業を進めるとともに、安定した森林づくりのため、林道整備の計画的な実施と林道橋及びトンネル点検結果を踏まえた修繕工事の実施、治山対策事業による山地荒廃防止対策など、農林業基盤の整備促進を図ります。

畜産振興については、高齢化と後継者不足による農家の減少に歯どめをかけるため、担い手の就農支援を初め、持続可能な畜産経営を目指した生産基盤の強化を図ります。

酪農では、性判別技術を取り入れた搾乳牛の確保に努め、効率的な後継牛の生産を推進いたします。和牛では、県下統一ブランドの飛騨牛の生産に不可欠な繁殖牛の更新、保留を支援するとともに、肥育農家の飼養管理技術指導に取り組みます。

また、県内で発生した豚コレラなど畜産農家以外にも影響を与える家畜伝染病の侵入を防ぐため、家畜衛生管理技術の普及、指導に努めます。

次に、観光振興については、国を挙げての取り組みにより平成30年の訪日外国人旅行者数が独立行政法人国際観光振興機構の調べでは3,000万人を突破いたしました。ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックといった国家的大型イベントを控えている状況から、今後、外

国人旅行者はますます増加するものと思われま

す。平成31年度においては、こうした動向を絶好の機会と捉え、これまで以上にスピード感を持って観光施策に取り組んでまいります。このため、観光立市郡上を推進する上での中核団体として、平成30年に一般社団法人化した郡上市観光連盟のさらなる組織強化と戦略的な観光振興に必要なデジタルマーケティングシステムの調査研究・構築を支援し、観光庁が認める日本版DMOへの登録を目指します。

また、インバウンド対策として、ASEAN諸国を主体とした外国人観光客の誘致事業や岐阜大学留学生と連携した外国人向けモデルコースづくりにも引き続き取り組んでまいります。

さらに、2年目となる日本一のおどりのまち郡上推進事業では、市民参加の促進、後継者の育成支援を行うとともに、徹夜おどり期間に八幡と白鳥のおどり会場を連絡するシャトルバスを運行し、おどり客の利便性の向上を図ります。

観光施設整備では、大規模改修中のホテル積翠園が7月にリニューアルオープンをする予定であり、民間宿泊施設のグレードアップへの支援事業とあわせて市内の宿泊環境を充実させます。

また、高鷲吼高原スポーツ広場第1グラウンドの人工芝生化を進め、先に人工芝生化を完成した美並まん真ん中広場と連携したスポーツ合宿誘致の環境を整えてまいります。

産業振興の面では、平成30年4月に開設した郡上市産業支援センターにおいて引き続きワンストップ相談事業などを進めるほか、新たな産業振興策の検討などを行ってまいります。

また、大島工業団地の整備については、このほど地権者の方々の格別の御協力をいただき、用地取得の上、造成事業に着手できることとなったところであります。今後、道路や調整池の整備もあわせ事業が本格化することから、平成32年、2020年9月の完成を目指して工事全体の施工管理を適正に進めるとともに、進出予定企業との調整もより詳細に行います。

さらに、現在の産業界で喫緊の課題である人手不足や人材育成に対応するため、従来の雇用対策事業に加えて、企業向けの資格取得支援補助制度の創設や外国人労働者受け入れのための研修会を初めとする諸施策を進めてまいります。

このほか、地域の経済規模と経済循環等を明らかにすることで、本市の産業の強みと弱みを把握し、地域の稼ぐ力をより高めるための分析ツールとして産業連関表を作成し、その活用も図ってまいります。

以上、「産業・雇用」の施策に28億2,902万円、内訳は、一般会計26億1,722万円、特別会計、これは工業団地特別会計でございますが、2億1,180万円を計上いたしました。

次に、2つ目の柱であります「環境・防災・社会基盤」について申し上げます。

水道事業については、施設の適正な維持管理を行い、安心安全な飲料水の供給に努めるとともに、前年度に引き続いて遠隔監視装置の更新・統合事業を推進し、効率的な運営体制の確立を目指しま

す。

下水道事業については、施設の適切な運用により公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全に努めるとともに、前年度に引き続きストックマネジメント事業を推進し、施設の機能確保及びライフサイクルコストの低減・平準化を図ります。

また、新年度から下水道統合整備事業に着手し、下水道処理施設の統廃合に伴う事業のスリム化により、効率的な運営体制の確立と経営の健全化を目指します。

なお、下水道事業資本費平準化債は、前年度対比4,000万円減の3億円を発行し、世代間の負担の公平化を図ってまいります。

廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター及び郡上環境衛生センターにおいて施設運営の効率化及びコスト削減に努めるとともに適正で安全な廃棄物処理を実施いたします。

環境保全については、郡上市清流長良川等保全条例の理念の具現化のため、平成31年度も外来植物の除去活動を継続し、自然環境及び生物多様性の維持・保全に努めます。

また、清流環境フォトコンテストを引き続き実施することで環境保全への理解と意識の高揚を図り、清流長良川の情報を市内外に広く発信し、郡上の重要な資源である美しい水と緑の維持・保全に努めてまいります。

次に、消防防災についてであります。地域防災力の中核となる消防団の充実強化のため、引き続き自治会や事業所等の協力を得て消防団員の確保に努めるとともに、消防施設整備計画に基づく消防団車両及び資機材等の更新、耐震性貯水槽や消火栓などの消防水利の整備を行ってまいります。

また、道路交通法の改正により運転免許区分が細分化されたことやオートマチック限定免許を所持する団員が増加していることから、消防団車両を運転できる機関員の育成を目的に、限定解除のための免許取得助成制度を新設するとともに、消防団員が警防活動を遂行する際の活動要領、退避判断基準等を盛り込んだ消防団員の安全管理マニュアルを作成し、災害現場における活動が安全に実施できるよう体制を整備いたします。

常備消防については、消防防災業務や救急業務を迅速かつ的確に行うため、消防大学校での研修や救急救命士の養成など、職員の資質向上による組織の強化を図ります。

救急出場件数が増加する中で、救急救命士等による重症傷病者への高度医療処置のため救急救命資機材を整備するほか、救急現場に居合わせた人、これをバイスタンダーと呼ぶそうではありますが、救急現場に居合わせた人が速やかに応急手当を行い救急隊に引き継ぐことができるよう、救急講習用の資機材を整備して講習の充実を図ります。

また、消防車両等については、救助工作車の更新と老朽化した救助用資機材の更新整備を行い、多様化する災害対応への機能強化を図ります。

防災面では、平成30年7月豪雨及び台風第21号に係る対応の検証によって得られた特に重要な課題や問題点について、ソフト・ハード、設備等の整備の面ではありますが、ソフト・ハードの両面からの対応を順次図っていきたいと考えております。

まず、ソフト面では、気象情報や避難情報等の内容の周知、危険箇所や避難経路の日ごろからの確認と早期避難の啓発など、市民の皆様の危機意識や防災意識の向上、さらには自主防災会の組織強化の推進及び機能の充実、地域における避難行動要支援者に向けた支援体制の充実など、自助・共助の強化に取り組んでまいります。

次に、ハードの設備等の整備の面では、床マット、ダンボールベッド、間仕切りセット、Wi-Fi機能、テレビ視聴機能、発電機等の整備により、避難所の環境改善、停電時の対応などに資するものとしたします。また、市管理の河川に危機管理型水位計を設置し、的確な避難情報の発令に努めてまいります。

このほか、電力会社との共同によるライフライン保全対策事業を推進するとともに、市民生活の安全対策として、関係機関と連携した交通安全指導の充実、所有者等による適正な空き家等管理のための啓発、補助制度を活用した危険空き家の除却の推進等を図ってまいります。

社会基盤整備については、国道156号大和改良、主要地方道金山明宝線めいほうトンネルなど、国道・県道改良に係る継続事業の促進を図るとともに、国道156号郡上大橋かけかえ、濃飛横断自動車道郡上工区八幡・和良間の早期事業化など、懸案事業の推進のため、引き続き関係機関に対して強く働きかけを行ってまいります。

また、社会資本整備総合交付金事業等による道路・橋梁の整備と、災害危険箇所の解消を図るための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施に努めます。市管理道路では、主に橋梁長寿命化のための補修等を継続実施するとともに、道路新設改良を初め、道路ストック総点検結果を踏まえた改良補修について優先度を考慮しながら計画的に整備を行ってまいります。

本市の豊かな自然景観や歴史的な町並み等の景観形成に対する市民意識の高揚と本市ならではの魅力あふれるまちづくりを展開するため、郡上市景観計画による規制・誘導とあわせて景観百景の認定及び活動支援事業に取り組みます。

また、伝統的建造物群保存地区の無電柱化整備事業とあわせて八幡市街地の交通対策計画策定や由緒書整備事業を実施し、八幡都市計画区域のこれまで連綿として引き継がれてまいりました歴史と文化を守りながら、郡上八幡の個性を生かした自立型文化都市を目指します。

住宅等の防災対策については、木造住宅を初めとした建築物の耐震化の促進により命を守るための取り組みを推進します。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の適正な維持管理及び長寿命化工事を実施し、公営住宅本来の目的である住宅困窮者支援に加え、移住定住の促進に努めます。

次に、公共交通については、郡上市地域公共交通網形成計画に掲げる安心して住み続けられる交通ネットワークの構築を目指し、引き続き公共交通に携わる乗務員確保のための運転免許取得助成及びユニバーサルデザインタクシー導入支援を実施するほか、バスルートの変更による交通空白地の解消やバス停の増設による利便性の向上に努めます。

長良川鉄道については、安全な運行を確保するため、老朽化した施設の修繕や更新に対し沿線市町と連携して支援を行うとともに、観光列車ながら、鮎号・森号・川風号における企画列車の充実など、常に話題提供や注目度を高める取り組みを推進し、利用者の増加を図ります。

次に、ケーブルテレビ事業については、通信基盤を強靱化するとともに、都市部との通信格差是正を図るため、前年度に引き続き、拠点間を結ぶ幹線の冗長化、いわゆるリダンダンシーの確保、並びに、センター設備から各家庭までを光ケーブルでつなぐファイバー・ツー・ザ・ハウス方式、FTTH方式と書いてございますが、光ファイバーを伝送路として一般個人住宅へ直接引き込む方式でございますけれども、このFTTH方式による伝送路及びセンター設備の整備を行ってまいります。

また、更新時期を迎えた自主放送の自動番組送出制御装置、映像及び音声装置を更新し、自主放送の安定運用を図ります。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に46億2,776万円。内訳は、一般会計42億2,896万円、特別会計1億9,284万円、企業会計2億596万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である「健康・福祉」についてであります。

結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実させるため、結婚支援については、マリアージュ郡上での相談業務を初め、趣向を凝らした婚活イベント等の開催により婚活しやすい環境づくりや男女の出会いの場づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援については、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指す郡上つ子応援宣言を実行するため、子育て支援策のさらなる充実に努めます。

新年度は、平成32年度、2020年度からの5年間を計画期間とする第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画の策定を進めるとともに、保護者が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、放課後及び長期休暇中に遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを川合小学校と大和南小学校の2カ所に新規開設いたします。

また、昨年夏のような酷暑に対応し、良好な保育環境を確保するため、明宝保育園と北濃保育園の2園において保育室を中心に空調設備を設置いたします。

地域福祉については、郡上市地域福祉計画に基づいて各種福祉事業を実施するとともに、特に災害時要支援者対策、生活困窮者自立支援事業を重点事業に掲げ、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。

障害福祉については、障がいのある方の地域生活を支援するため、地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みを進めるとともに、関係機関の重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児への対応を含め、支援が必要な全ての児童に途切れない療育が受けられる体制づくりを目指します。

高齢福祉については、認知症の早期診断・早期対応に向けて相談体制をより強化するとともに、認知症への理解を深めるための普及・啓発や地域での見守り体制づくりを進めます。

また、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、在宅医療・介護連携推進事業を推し進めるとともに、介護予防・重度化防止のための事業や介護職員確保対策事業に取り組みます。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的に、市民の皆様の自発的な健康行動を盛り上げるため、健康づくりプロジェクト事業を進めます。平成31年度は、市内の企業に対し、従業員への取り組みの働きかけや特典の協賛をお願いするなど、企業との協働により推進したいと考えております。

さらに、生活習慣病を予防するための特定健診・特定保健指導の必要性や効果を広く周知し、重症化予防と未受診者対策に取り組むとともに、がん対策では、検診による早期発見、早期治療に努めます。また、健康を維持・増進するため、地域に根づいた郡上の食育を関係団体や部局を越えたネットワークにより推進いたします。

自殺予防については、各世代に沿ったきめ細かな相談体制をとるよう、関係機関等との相互連携を強化いたします。また、健康増進法の一部改正に基づき、望まない受動喫煙防止の対策を市内関係組織との協力、連携のもとに進めてまいります。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、計画的な医療機器の整備・更新や医療従事者の確保対策を進めるとともに、民間医療機関との連携により地域医療体制の強化に努めます。郡上市民病院では昨年10月に新たに血管造影装置を導入し、急性心筋梗塞など緊急を要する対応も一部可能となりました。

また、国保白鳥病院と診療所群からなる県北西部地域医療センターでは、医療機関相互の連携や協調、へき地医療の充実等を目指し、地域医療連携推進法人制度の導入を引き続き検討します。

なお、公立2病院と市内診療所群においては、人口減少や高齢化の進展など、医療需要が大きく変化する中で、地域の皆様が安心して暮らせるよう、急性期医療やへき地医療への対応等に配慮するとともに、岐阜県地域医療構想で示す中濃圏域の医療提供体制の見直しの中で、関係機関とともに市内の公立・民間医療機関の適正な役割分担や病床規模等の調整、急性期医療やへき地医療への対応等について検討を行ってまいります。

国民健康保険については、被保険者の減少と高齢化という構造的な問題を抱える中で安定的な財

政運営の基盤を構築するために県が財政の責任主体として市町村とともに保険者となって2年目を迎えます。

本市の国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加しておりますが、公費の確保や基金の取り崩し等により国保税負担の増加抑制に努めてまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に124億9,733万円。内訳は、一般会計32億8,848万円、特別会計89億9,628万円、企業会計2億1,257万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」について申し上げます。

本市の教育は、第3期郡上市教育振興基本計画、平成31年度から36年度を計画期間とするものでありますが、これに掲げる「めざす姿」、「たくましく共に生きる郡上人の育成・生きがいと希望にみちた社会の実現」に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深めながら各種施策を推進してまいります。

郡上市学校体制検討委員会から答申をいただきました小中学校の適正規模・適正配置については、(仮称)郡上市学校規模適正化計画を作成し、保護者や地域の皆様と協議を進めてまいります。

就学支援については、無利子の奨学資金の貸し付けや教育ローンの利子補給を引き続き実施するとともに、奨学資金返還の一部免除制度の利用を促進し、卒業後における若者の市内へのUターンにつなげてまいります。

学校教育では、「生命(いのち)と人権の尊重」を基盤として確かな学力と豊かな心を育む教育を推進します。また、誰もがそれぞれに持つ能力や可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備に努めてまいります。

特に、学力向上事業では、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の強化とともに、学びに向かう力や人間性等の涵養を目指した教育を推進いたします。

夢づくり教育事業では、郡上学でのふるさと体験学習とあわせてキャリア教育の推進を図るとともに、本物に触れる夢教室を充実させます。

心の教育推進事業では、命の教育カリキュラムを改訂し、道徳教育の推進を図るとともに、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応を目指した事業を推進いたします。

社会教育については、公民館を中心に各種行事や講座等を開催し、市民の生涯学習活動を支援いたします。また、身近に起きた災害を振り返り、防災について考えることを目的に市内に残されている資料や写真等の巡回展示等を予定しております。

文化施設整備については、短歌活動の拠点として、島津忠夫文庫と多目的交流スペースを有する短歌の里交流館よぶこどりが8月に完成することから、特別展示や記念講演、現代歌人対談などの開館記念事業を計画しております。

また、重伝建地区に隣接する旧八幡公民館、積翠荘の跡地を活用して、郡上八幡の歴史的町並み

や伝統文化を紹介・体験できる施設を、仮称であります。郡上八幡まちなみ交流館として整備し、情報発信や来訪者と地元住民の交流等を行う拠点としての活用を目指します。

昭和48年に県の史跡に指定された大和町の篠脇城跡や隣接する東氏館跡、これは昭和62年に国の名勝に指定されておりますけれども、この両者については有識者による検討委員会の設置や地形測量等、総合的な調査を推進し、一体として国史跡名勝の指定を目指します。

スポーツ振興については、市民が自発的に健康や体力の維持増進に取り組み、より豊かな人生を送るためにライフステージや体力に応じたスポーツへの参画を提案し、1市民1スポーツを推進いたします。

また、少年スポーツ活動に対する支援を行うとともに、郡上市スポーツアドバイザーを活用した指導者研修等を実施し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。

スポーツツーリズムの推進については、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした国際的なスポーツ交流や全国レベルの大会、合宿の誘致を推進して地域の活性化を図るとともに、トップアスリートとの交流を通じて子どもたちが夢を持ち、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう取り組みを進めます。

また、大会や合宿誘致を前進させるために、運営に係る支援、ニーズ調査、情報発信などを総合的に行う組織として郡上市スポーツコミッションを設立し、関係団体と連携して合宿地としてのブランド化を図ってまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に9億2,149万円、一般会計8億8,593万円、特別会計3,556万円を計上しました。

次に、5つ目の柱である「自治・まちづくり」についてであります。

少子化、高齢化、人口減少社会の中にあって、持続可能な地域社会をつくるためには、住民自治基本条例に定める協働によるまちづくりを引き続き推し進めていく必要があります。魅力ある地域づくり推進事業や団体提案型協働事業の推進等、郡上市市民協働センターを中心に市民力を引き出し、そして、ともに育てる取り組みを推進します。

また、昨年8月に初めて開催となった市民参加型の地域づくり交流会や中高生からまちづくりに対する提案を募るGood郡上プロジェクトなどを通じて、地域づくりを自分ごととして捉え、行動する人材や担い手づくりに取り組みます。

交流移住推進事業では、地方創生総合戦略の基本目標の一つである「郡上市への新しい人の流れをつくる」を実践するため、社団法人化された郡上・ふるさと定住機構に移住・定住に関するワンストップ窓口を設置し、空き家バンクの利用促進やUターン潜在層に向けた動画を活用した郡上らしい働き方の提案などに取り組み、郡上への人の還流を目指します。

郡上カンパニープロジェクト推進事業においては、郡上の人やコト、モノにつながりながら起業

を目指すベンチャーパートナー第2期生が新たなプロジェクトをスタートするほか、郡上カンパニーや郡上藩江戸蔵屋敷等を拠点として、郡上を応援する新たな担い手でもある関係人口の創出にも力を注ぎ、多様な人材を取り込みながら地域づくりの実効性を高めていきます。

現在、改修工事を進めている旧越前屋については、歴史的建造物として町屋の暮らしぶりが見学できる施設として、また郡上のものづくり文化等を発信する場所として活用するほか、人々が集い交流するまちづくりの拠点となるよう運営体制を整え、魅力あるまちづくりにつなげます。

男女共同参画の推進については、昨年4月に施行した郡上市男女共同参画推進条例に基づき、市民や事業者の皆様、教育や保育に携わる皆様と基本理念を共有し、一丸となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、第2次男女共同参画プランが平成31年度末をもって終了することから、市民の皆様の意見をいただきながら第3次となる男女共同参画プラン策定に取り組めます。

人権啓発については、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す郡上市人権施策推進指針の策定に着手します。

国内の都市交流については、友好都市との産業、文化、スポーツ等を通じた民間交流の活性化を図るとともに、本市の情報発信と地域資源の販売展開等、経済交流の推進に引き続き取り組んでまいります。

なお、フランス・アルザス地方のカイゼルスベルクとの交流については、相互に写真展を行うなどして引き続き交流・連携の方策を探ってまいります。

また、郡上市合併・市制施行15周年に当たり、今後も継続した市政の発展を目指し、ふるさと郡上に寄せる市民意識の醸成を図るよう、15周年記念事業を市域で連続的にまいります。

あわせて、郡上市白書とも言うべき各分野の15年間の行政記録や記念冊子を取りまとめ、これまでの取り組みの検証とこれからの市政運営への活用を図ります。

以上、「自治・まちづくり」の施策に1億9,521万円、内訳は、一般会計同額を計上いたしました。

次に、6つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

個性あふれる地域づくりに向けて、引き続き、振興事務所長の裁量、所長枠予算において、それぞれの地域の伝統文化や自然などの地域資源を活用した振興施策を、地域協議会、各種地域づくり団体等と連携して推し進めます。また、自治会や地域づくり団体等が行う活動を支援し、魅力ある地域づくりを進めます。

最後に、7つ目の柱である「行財政運営」についてであります。

平成31年度は、先ほども申し上げましたが、地方交付税の合併算定替え特例や合併特例債の発行といった合併に伴う財政上の特例措置がなくなり、市の財政は依然として厳しい状況にあります。

現在、策定を進めている第3次行政改革大綱では、市民協働による自治力の向上、公共施設等の適正な管理、社会情勢の変化に対応した行政運営など5項目を基本方針に掲げ、身の丈に合った行財政の確立を目指して取り組みを進めることといたしております。

特に公共施設については、個々の施設の将来的な方向性を示す公共施設適正配置計画の策定に当たり、昨年8月から12月にかけて各地域で市民ワークショップを、ことし2月初旬には利用者団体によるワークショップを開催し、現時点での市の考え方を示し、御意見を頂戴してきたところであります。

今後においては、公共施設適正配置計画検討会議で検討いただきながら、9月末の計画策定を目指すとともに、策定過程で出された課題等の解決に取り組み、公共施設の計画的な適正配置、保全に努めます。

また、第2次郡上市総合計画前期基本計画の計画期間が、平成32年度、2020年度までであることから、後期基本計画の策定に着手いたします。財政面における歳入面では、自主財源確保のため適正かつ公平な課税を心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力いたします。また、歳出面では、経常的経費の抑制など、可能な限りの経費削減にさらに取り組んでまいります。

職員給与費については、平成30年人事院勧告により給料や諸手当がプラス改定となりましたが、予定数の新規採用が確保できなかったことによる職員数の減や職員の定年退職等に伴う若年層職員との入れかわりなどの理由によりまして、一般会計では2,208万円の減、特別会計では4,801万円の減となりました。

なお、病院事業会計においては、医師等医療職の確保等による給料及び時間外勤務手当の増が見込まれることから9,988万円の増となり、全会計では2,979万円の増となりました。

職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切に措置するとともに、定員適正化計画第3次改訂版に基づきながら、定年退職者の再任用、定年延長等の動向に留意しつつ、引き続き定員の適正な管理を進めてまいります。

一般会計における公債費では、中期財政試算に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰り上げ償還により、元利償還金は40億6,981万円で、平成30年度当初予算からは2億2,446万円の減となっております。

また、平成29年度決算による実質公債費比率は12.7%となっており、着実に財政健全化への取り組み効果があらわれております。ただし、冒頭の予算編成についてで申し上げたように、この実質公債費比率については、今後、若干の上昇が見込まれるところであります。

なお、平成31年度末の市債の残高見込みは334億2,351万円となり、平成30年度末見込みに対して13億5,814万円の減額となる見込みであります。

これらの、「行財政運営」の分野の施策に、人件費や公債費を別にいたしますと、9,120万円、一般会計、同額であります。計上しました。

以上、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を申し上げます。

引き続き財政運営の健全化に努めながら、市が直面する多くの課題の克服と市民サービスの一層の向上、そして、地方創生の推進に向けたこれらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様並びに市民の皆様の市政全般に対する御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案等は合計62件で、その内容は、人事案件が2件、条例の一部改正に関するものが19件、平成30年度補正予算関係が15件、平成31年度当初予算関係が22件、その他4件であります。

まず初めに、議案第2号は、郡上市公平委員会委員の選任同意についてであります。委員1人の任期が平成31年4月29日をもって満了するため委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第3号は、郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。委員3人の任期が平成31年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。大和町大間見地区の交通空白地の解消を目的に大間見・小間見線のルートを変更することに伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第5号は、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う人事院規則の改正を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第6号は、郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

議案第7号は、教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。本市の厳しい財政状況に鑑み、教育長の給料の減額の特例期間の終期を改め、引き続き5%を減額することについて条例を定めようとするものであります。

議案第8号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。八幡町入間地区における移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置の規定の追加と所要の整備をする

ものであります。

議案第9号は、郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部改正についてであります。10月1日からの消費税率引き上げに伴い、郡上市公の施設使用料徴収条例の外2件の条例について施設等の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第10号は、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。前議案と同様に、消費税率の引き上げに伴い、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例の外14条例について施設等の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第11号は、郡上市基金条例の一部改正についてであります。（仮称）森林環境譲与税を活用し、公共施設の木質化、森林整備及び林業振興を図る事業に充てることを目的とし、郡上市森づくり振興基金を設置するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第12号は、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。消費税率の引き上げに伴い、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の外25条例について施設等の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第13号は、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。かんがい排水、圃場整備等に係る土地改良事業分担金の軽減により農業振興を図るため、所要の規定を整備するものであります。

議案第14号は、郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部改正についてであります。基幹林道で行う事業、橋梁の補修・更新及び機能強化を行う事業等に係る林道事業分担金の軽減により森林整備等の振興を図るため、所要の規定を整備するものであります。

議案第15号は、郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。郡上市環境衛生センターの不燃物処理施設の機能を郡上クリーンセンターに移管したこと並びに郡上北部清掃センターの施設用途を廃止すること並びに消費税率の引き上げに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の額を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第16号は、郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてであります。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学校教育法の改正により制度化されました専門職大学の前期課程修了者に関する事項と所要の規定を整備するものであります。

議案第17号は、郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、前議案と同様に専門職大学の前期課程修了者に関する事項について所要の規定を整備するものであります。

議案第18号は、郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。消費税率の引き上げに伴い、郡上市高齢福祉センターの設置及び管理に関する条例の外7条例について施設等の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第19号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった者について保険税の減免と所要の規定を整備するものであります。

議案第20号は、郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。消費税率の引き上げに伴い、郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の外15条例について施設等の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第21号は、郡上市立学校体育施設等開放条例の一部改正についてであります。西和良小学校の統合に伴い西和良小学校体育館及び屋外運動場の施設用途を廃止すること並びに消費税率の引き上げに伴い、小中学校の体育施設の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第22号は、郡上市体育施設条例の一部改正についてであります。ただいま申しあげました西和良小学校の統合に伴い、同校の体育館及び屋外運動場が、学校施設としては廃止されますが、西和良社会体育施設とすることと位置づけること並びに消費税率の引き上げに伴い、体育施設の使用料を改めるよう所要の規定を整備するものであります。

議案第23号から議案第37号までは、平成30年度郡上市一般会計を初め、全部で15会計における予算の補正をお願いするものであります。

一般会計の補正については小中学校のエアコン整備に伴う工事費が主なものでありますが、その他の詳細な内容については追って各部長等から説明を申し上げます。

議案第38号から議案第59号までは、平成31年度郡上市一般会計を初めとして郡上市病院事業会計に至るまでの合計22会計における新年度予算であります。

冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で考え方を申しあげましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第60号は、市内の中部、北部、西部、南部の4つの辺地総合整備計画における事業費の確定及び変更につきまして議会の議決を求めるものであります。

議案第61号は、施設等の有効活用及び自治組織の活性化を図るため、和良町の上沢集会所の敷地及び倉庫を地元上沢自治会に譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第62号及び議案第63号は、市道路線の廃止及び認定についてであります。高鷲町の高鷲牧場2号線について、道路改良に伴う路線延長のため対象路線を一旦廃止し再認定すること並びに八幡町の東町区内6号線について一般県道有穂中坪線の旧道処理計画に基づき新規路線として認定する

ことについて議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出いたしました議案の概要であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明いたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに市政運営の基本的方針と予算編成方針、議案等の提案説明といたします。平成31年2月26日、郡上市長 日置敏明。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分とします。

(午前10時57分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時06分)

---

#### ◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程4、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

本日、住所、氏名等を記載しました議案書をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

住所、郡上市和良町方須843番地。加藤和史さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、3名の委員のうち1名の任期が4月29日をもって満了することにつき、新たな委員を選任しようとするものでございます。

加藤さんにつきましては、めぐみの農協の融資審査部長を務められて、平成28年に御退職後、引き続き再雇用として勤務しておられます。豊富な御経験と高い見識をお持ちの方ということで、選任について同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第2号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程5、議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) それでは、議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

郡上市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても、住所、氏名を記載した議案書をお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

お1人目は、郡上市八幡町殿町139番地、青木正男さんでございます。

お2人目は、郡上市美並町高砂247番地、可児時廣さんであります。

3人目は、郡上市高鷲町鮎立3279番地1、舞箴ひとみさんで、それぞれ生年月日は記載のとおりでございます。

市の固定資産評価審査委員会の委員定数は3名でございます、今般全ての委員の任期が4月29日をもって満了することにつき改めて委員を選任しようとするものでございます。

なお、委員の任期は3年で、3名の方全員が再任でございます。まず青木さんにつきましては土地家屋調査士、行政書士でございまして、今回で5期目をお願いしたいと考えております。

次に、可児さんにつきましては、市の元職員として税務の経験が長く、税務課長なども務めていただいております。今回で3期目をお願いしたいと考えております。

最後に舞箴さんにつきましては、大学時代には法学を修められ、現在は司法書士事務所に勤務しておられまして、今回で2回目をお願いしたいと考えています。

このように、3名とも専門的な知識と委員としての豊富な御経験をお持ちの方ということで、選任について同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第3号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号から議案第22号までについて（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程6、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程24、議案第22号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの19議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案書をごらんいただきたいと思っております。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、大和町大間見地区の交通空白地の解消を目的に大間見・小間見線のルートを変更することに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと改め文がございますが、もう一枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この第2条の表中、大間見・小間見線の運行距離を2.4キロメートル延長しまして17.2キロメートルに改めるもので、本年4月1日からの施行としております。

次に、添付をさせていただいております資料をごらんいただきたいと思います。

この事業につきましては、地域公共交通網形成計画に基づきまして、交通空白地の解消を図ろうとするものでございます。

現行ルートは緑色で示しておりますけれども、起点は大和町大間見の最も北部となります清浄寺から広域農道を南下し、小間見国道165号を経由しまして、大和生涯学習センターを終点とするルートでございます。

今回の改正につきましては、起点、終点には変更ございませんけれども、自治会からの運行も要望も出されておりました、この赤色で示しておりますルートでございます。市道東線の道路改良事業が完了しまして、安全が確保される見込みとなりましたことから、自主運行バス、大和町大間見・小間見線の運行ルートを見直すもので、ルートの途中には雑座バス停を設けることとしております。

なお、運行は週に1日3便でございまして、新たなルートを加えますと全体の運行時間は4分ほど延びることになります。また、運行車両には14人乗りワゴン車を使用しておりますし、国道156号以外の区間については、フリー乗降としております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第5号をごらんください。郡上市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う人事院規則の改正を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

これも1枚おめくりいただきますと改め文がございますが、もう1枚おめくりいただき、新旧対

照表をごらんいただきたいと思います。

正規の勤務時間以外の時間における勤務の定めがこの第8条にございまして、2項としまして、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命ずることができるという規定がございます。

今回、これに加えまして、第3項としまして、その時間外勤務に関し必要な事項は市の規則で定めるとしまして、時間外勤務命令を行うことができる上限等の定めを規則にするという規定を加える改正でございます。

その規則では、どのようなことを定めるのかということにつきまして、次に添付しております資料をごらんいただきたいと思います。

この点線の枠内に書かれておりますのは、本年度の人事院勧告の際に発表されました公務員人事管理に関する報告より抜粋したものでございます。

国家公務員の働き方改革の長時間労働の是正に係る記載としまして、アンダーラインのところにございますように、概略ですが、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を民間と同じ時間であります原則1カ月について45時間かつ1年において360時間とするとしております。

また他律的な業務、これは他律的な業務といいますのは、業務量や業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務を言うとしてされておりまして、例えば、国家公務員では、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事する部署を想定しているようでございますけれども、地方公共団体においては、その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考慮して適切に判断する必要があるとされております。

このような他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しましては、1カ月について100時間かつ1年について720時間等と設定するということになっております。

ただし、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等、公務の運営上、真にやむを得ない場合にはこの上限を超えることができるということも記されております。

なお、上記の時間、上限時間を超えた場合には、超過勤務を命ずることが公務の運営上、真にやむを得なかったのかについて事後的に検証を行うということもされております。

このような内容で人事院規則の改正が行われるようでございますので、この内容に準じた市の規則改正を今後行ってまいりたいと思っております。

なお、条例の施行日は本年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第6号 郡上市職員の自己啓発等、休業に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、これも改め文と新旧対照表がございますが、説明はその後に添付しております資料でさせていただきたいと思っております。資料をごらんいただきたいと思います。

改正内容でございますが、学校教育法の一部改正により、学校教育法第104条の項にずれが生じましたことから、学校教育法を引用しております条文の項ずれを改めるものでございます。

第4条2の文中に第104条第4項第2号という記載がございますが、これを第104条第7項第2号に改めるものでございます。施行日は平成31年4月1日としております。

この条例につきましては、地方公務員法第26条5に自己啓発等休業という規定がございまして、それに基づき、職員が申請をした場合に公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等の課程、2年以内の履修、または、3年以内の国際貢献活動のための休業をすることについて承認をすることができるということを定めた条例でございまして、平成21年に制定したものでございます。

今回、改正する部分は、履修が認められる大学の課程の1つとして、国の各省庁が設立している大学を指す部分でございまして、学校教育法の一部改正により項ずれを起こしたためにそれを改めるものでございます。

なお、この条例の制定以来、本市の職員がこの休業を申請した実績は現在までございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第7号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、現下の厳しい市財政状況に鑑み、教育長の給料月額の一割を当分の間、減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと改め文と新旧対照表がございますが、説明はその後に添付しております資料でさせていただきたいと思っております。

資料をごらんいただきたいと思います。

改正内容でございますが、条例本則に定める教育長の給料の減額の特例期間、現行では、平成21年4月1日から平成31年5月13日となっておりますけれども、その周期を平成32年5月13日に改めるものでありますし、また、附則第2項に定める本条例の執行期日も同じく平成32年5月13日に改

めるものでございます。

これは、日置市長の方針によって行っております市長、副市長、教育長の給料の減額措置につきまして教育長の給料月額減額の周期が現行の条例では現教育長の任期末でございます本年5月13日となっておりますので、これを市長等の給料の月額の特例に関する条例における減額の特例期間に合わせまして1年延長するものでございます。

施行期日については、公布の日から施行ということにしております。

なお、教育長の給料月額の状況につきましては、この表のとおりでございます。条例本則の額は56万6,000円。これを5%減額しまして支給額は53万7,700円としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号でございます。郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、八幡町入間地区における移動通信用鉄塔基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと改め文がございまして、もう1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

市内の地理的条件不利地域における携帯電話の不感解消を目的としまして総務省の補助制度を活用して進めております携帯電話等エリア整備事業でございますが、今年度、自治会要望を受けて進めてまいりました八幡町入間の開笹地区の鉄塔基地局の整備が完了しましたので、その運用を開始するものでございます。

条例の改正内容につきましては、移動通信用鉄塔施設の名称及び位置を定めておりますこの第2条の表に、名称をPLB郡上八幡入間第2基地局としまして、住所を郡上市八幡町入間3425番地として加えるもので、施行は公布の日からとしております。

名称の頭にPLBとついておりますけれども、これはプラチナバンドでございまして、この事業がソフトバンクさんの協力を得て整備している関係で、ソフトバンクの識別記号が頭についているものでございます。

なお、この基地局の対象エリアの世帯は5世帯11人でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議案第9号をよろしくお願いいたします。

郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴い、郡上市公の施設使用料徴収条例外2条例について施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

本日、1枚物の資料でございますが、お配りしてございますが、見ていただけますでしょうか。

議案第9号ほか7議案関係資料というものでございます。本日お配りしていただいているものでございます。

消費税の税率改定に伴う条例の改正についてということでございます。

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により次のとおり消費税率の改定が予定をされておるということでございます。

現行には、平成26年4月1日から8%でございますけれども、改定予定でございますが、平成31年10月1日からですけれども、標準税率といたしましては10%、軽減税率8%というものでございます。

内訳といたしましては、消費税率のほうが標準税率としては7.8%、地方消費税率が2.2%、それから、軽減税率のほうがございますが、消費税率6.24%、地方消費税率1.76%になるというものでございます。

郡上市における施設等の使用料について規定した条例の制定状況と本定例会において改正をする条例については以下のとおりになりますが、該当条例といたしましては、全部で94条例がございます。その中で、今回改正させていただく条例につきましては、71条例ということで、それぞれ所管によりまして9号では3条例、10号では15条例、12号では26条例、15号では1条例、18号では8条例、議案第20号、21号、22号では18条例をそれぞれ改正させていただくものでございます。

あと、非改正条例といたしましては、23条例ございます。これは非課税条例が5条例、また消費税法第6条の規定によるものでございます。

これにつきましては、市営住宅の管理条例でありますとか、それから、石徹白保健福祉住宅の設置及び管理に関する条例、また、市立病院の職員宿舎設置条例、教職員住宅管理条例。これは住宅の貸し付けによるということで非課税になるものでございます。

裏面を見ていただきたいと思います。あと、外税規定としておりまして、条例中に外税とする旨の規定がある条例が10条例ございます。

これは企業会計等に準ずるものでございますけれども、ケーブルテレビネットワーク施設やあとは当然上下水道、また、都市公園条例等々がございます。こういった条例につきましては、外税表記がしてあるということで、今回、8%から10%になっても条例の改正は必要ないというものでござ

ございます。

あと、理由により改正しない条例が8条例ございます。自主運行バスの設置条例につきましては、今、100円単位で徴収をしております。こういった利便性を考えまして今回改正をしないというものでございますし、あと、行政財産の目的外収入に係る使用料徴収条例につきましては、土地の貸し付けについては非課税でございますし、あと、建物につきましては、建物の台帳価額から使用料を算定しているということもございまして、今回改正はしないということでございます。

あと市営駐車場の条例、また、和良の温泉スタンドの設置条例でございますが、こちらのほうにつきましても料金精算機の改修が必要であるということと、つり銭の対応が困難ということもございまして、今回、改正の対象としてはしておりません。

あと、手数料条例につきましては、法令に基づいて徴収されるものでありますので、よろしくお願いいたします。

あと、高鷲農畜産物処理加工施設や和良農林産物生産施設につきましては、また特別でございまして、施設整備費から使用料を算定しておるということもございまして、今回改正はいたしません。

あと、学校給食費の徴収条例でございますが、こちらのほうは軽減税率適用ということで、現在の8%のままという形になりますので改正は行わないというものでございます。

あと、改正に係る基本的な原則としましては、現行の使用料に当該使用料に適用されている税率から原価を算出ということで1.08で割り戻しまして、それを10円単位に切り上げ原価を求めています。そして、10%を乗じて得た額にこれは円単位を四捨五入いたしまして10円単位としたものでございますので、よろしくお願いいたします。

こちらのほうは、平成26年の4月1日から8%になっておりますが、このときに対応させていただいた方法と同じ方法ということでございます。

それでは、また議案のほうに戻っていただきまして、4枚ほどおめくりいただきますと新旧対照表をつけております。

まず第1条関係でございますが、郡上市公の施設使用料徴収条例の一部改正ということで、1つ目の施設といたしましては、八幡第2コミュニティ消防センターがございまして、こちらのほうは、右側の旧のほうでございますが、使用料でございます。大会議室、小会議室、和室、調理実習室、それぞれ1,080円とか1日ですと2,160円、また540円、1,080円となっておりますが、そちらのほうを今説明させていただいた1.08で割り戻しまして、また1.1を掛けたものになります。それぞれ大会議室1,100円か、1日であれば2,200円。小会議室は550円と1,100円、和室についても同様でございます。

こういった形に改正をさせていただくものでございますし、9ページを見ていただきたいと思います。

あと施設がずっと並びますが、全部で19施設になるわけですが、最後の高鷲中ノ島公園という施設まで全部19施設がございますので、よろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして10ページになりますが、これは第2条関係になります。郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部改正ということでございます。

大和庁舎につきましては、防災研修室が対象となっておりますが、今まで冬と夏の区分がございましたが、こちらのほうにつきましては同額でございますので、冬、夏の区分をなくしまして料金を改めさせていただいたというものでございますし、その下、白鳥庁舎と高鷲庁舎につきましては、冬と夏という記述がございますが、こちらの定義がわかりませんので、新たに料金の改定とともに、冬期は11月から4月、それから夏期は5月から10月ということで期限を定めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上、3施設でございます。

あと、11ページになりますが、郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正、第3条のほうでございます。こちらにつきましては、斎場使用料の関係でございます。霊安室、こちらのほう5,000円、1万円となっておりますが、これは南部斎苑ができたときにこの条例を整備させていただいたものでございます。消費税が8%になるときに本来その部分を上げなければならなかったわけですが、火葬料のほうは非課税になっておりますけれども、この霊安室の使用については課税対象ということになっておりました。8%にするときに上げてなかったということもございますが、この5,000円にはその時点では5%の消費税がかかっておりましたので、5,000円に5%の消費税がかかっておるということで、1.05で割り戻させていただきまして、原価4,770円というものを求めさせていただき、それに1.1を掛けまして5,250円と今回させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案第10号でございます。郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、第9号の議案と同様に消費税率の引き上げに伴うものでございます。

郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例ほか14条例につきまして施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正本文がございます。農林水産部が所管しております15施設の設置管理条例の一部改正条例が第1条から第15条にわたりまして、それぞれ条立てして記載されて

おります。

改正箇所でございますが、全て使用料の分でございますので、新旧対照表で御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

4ページ、おめくりいただきたいと思っております。

第1条といたしまして、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございますが、旧のほうの別表の使用料の額でございますけれども、例えば、多目的研修室、市民・市民外、午前が1,080円というふうになっております。これにつきましては8%で割り戻すと原価が1,000円でございますので、これに10%を転嫁した額が改正後の1,100円という形で改正しております。

以後、同様な算定によりまして改正しており、2ページ以降も同様でございます、15ページの14条例まで施設の使用料の改正は現在の使用料8%の消費税を割り戻した原価に10%の消費税率を転嫁して算定した額を改正後の使用料としております。

ただし、算定の例外がございまして、16ページの第15条の改正をごらんいただきたいと思っております。新舊一覧表の一番最終ページでございます。

この第15条には郡上市営牧場条例の一部改正が記載されてございまして、市営牧場条例では、明宝奥住にございます明宝牧場の放牧料等を規定しております。旧の使用料のほうでございますが、消費税8%を転嫁していない外税額となっておりますので、この額を原価として10%の消費税を転嫁したものを改正した額としております。

例をとりますと、ここにございます牧場使用料の牛、1日1頭につき市内に住所を有する農業者または農事者団体は200円となっておりますが、これを原価といたしまして、これに10%を加えまして220円が改正後ということでございます。

同じように、その隣ですが、第5条第1項のただし書きの場合、これは市外の農家の場合ですが、300円が10%上がりまして330円という改正方法になっております。こういった格好で改正いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、施行期日のほうですが、改正本文の附則のところを見ていただきたいと思っております。

戻っていただきまして、改正本文の最終ページでございます。

附則といたしまして、この条例は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行日から施行するとなっております、この法律の施行期日でございますが、平成31年10月1日から施行することとしておりますので、よろしく申し上げます。

議案第10号は以上でございます。

続きまして、議案第11号でございます。

郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市森づくり振興基金を設置するためこの条例を定めようとするものでございます。

1ページをおめくりいただくと改正本文ともう1ページめくっていただきますと新旧対照表がございますので、こちらのほうで説明させていただきます。

郡上市基金条例の第3条第1項には、郡上市の積立基金一覧表で掲げられておりまして、現在、郡上市財政調整基金から郡上市青少年育英奨学資金貸付基金まで19の積立金がございますが、この表に新たに郡上市森づくり振興基金を追加するものでございます。

左のほう为新でございます。設置の目的でございますが、木材の利用、間伐等の森林整備、人材育成、担い手の確保、森林林業の意義や木材利用促進に関する普及啓発等に要する経費の財源に充てるためということになっております。

基金の額でございますが、一般会計の歳入歳出予算で定める額としております。その財源ですが、ことし4月1日から創設される予定の森林環境譲与税を見込んでおります。

なお、改正条例の施行日でございますが、平成31年4月1日としておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 続きまして、議案第12号でございます。

郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。同じでございますけども、消費税率の引き上げに伴い、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例ほか25条例について、施設等の使用料を改める所要の規定を整備するため、この条例を改めようとするものでございます。

めくっていただきますと改め文がございますが、9ページをめくっていただきまして新旧対照表でもって私も御説明申し上げます。

後ろのほうの新旧対照表、横長で商工観光の所管におきましては、25ございますけども、大半が冒頭に説明のありましたいわゆる原則的な同じ方法で1.08で割り戻して10円で切り上げて1.1で掛け、さらにそれを四捨五入とやっておりますけども、少し例外的なものもございまして、その例外的なもの及び料金改定以外のところにつきまして、改正があるものについて御説明申し上げます。

まず1ページでございますけれども、郡上市の産業プラザの条例でございます。これにつきましては、字句の追加でございます。下線部となります新のほうで①の中ほどですね。午後1時から午後5時15分、旧のほうには午後が入っておりますので、これを午後5時15分に改める。そして、その下の②につきましても同様というところで、この改正でございます。

その下のここにあります全ての使用料につきましては、原則どおりの改定でございます。

続きまして、おめくりいただきまして2ページでございます、これが郡上市の温泉施設についてでございます。

まず、2ページの新旧対照表、日本まん真ん中温泉子宝の湯、これにつきましては、旧条例では休業日を毎週金曜日としておりましたが、これを新条例では毎週火曜日と改めるものでございます。

ページが移りまして、3ページでございます。

別表第1の中の使用料のところに区分がありまして、右側の使用料、個人、団体でございますが、団体の括弧の中の「20人」を旧来の「20名」からほかの条例に合わせまして表記を変えまして「20人」に統一をするものでございます。

また、温泉の4つにつきましては、平成24年4月1日の料金の改正時にこういった4つをまとめて改正をさせてもらっておりますけれども、このときに求め方としましてベースになる金額を決めました。それが一番利用の多い個人の大人というところでありまして600円でありました。600円ですので、それに8%を掛けたものが現行の650円、そして、新しくは10%を掛けまして660円というのが新しい案でございます。

確認ですが、現行においては600円掛けることの8%、648円を10円未満を四捨五入して650円という基本料金であります。そして、そのほかの方法、団体の大人あるいは、子どもにつきましては、個人、団体とも変わりません。また、明宝温泉湯星館の個人の岩盤浴利用のお1人、そして団体、個人、それぞれに同じ方法で改正をするものでございます。

また、別表2につきましては、明宝温泉湯星館の休憩コーナー、そして、売湯料につきましても同じ考え方でこのように改めるものでございます。

続きまして、原則どおりの改正が続きますので、少し先へ進みます。

次は、6ページでございます。

郡上八幡サイクリングターミナルであります。これにつきましては、使用料につきましては原則どおりの改定でありますけれども、従来は「円」というのが入っておりませんでした。

この別表の中でありまして、例えば、一般の和室ですと4,190と、4,190円と「円」をこの表の中に加えるものでございます。ですので、旧のほうの表の外にあります範囲の「円」というのを削りまして「円」という字を中に入れるものでございます。これもほかの条例に合わせた改正でございます。料金そのものにつきましては原則どおりの改定案でございます。

あとは、特に特記事項等ございません。

続きまして、8ページ、郡上八幡城、これにつきましては、原則どおりの改定でございますけども、非常に利用も多うございますので、少し御説明申し上げます。

一番多い大人の個人の分、旧来は310円でございます。これを新の料金では320円、子どもの料金につきましては、150円が変わらずです。団体の大人につきましては、260円が280円、そして、団体の子どもにつきましては、100円が110円、このように改正をさせていただきたいと思っております。

そして、しばらくずっと一般的な改正が続きます。

12ページでございます。

12ページは、白鳥前谷自然活用総合管理施設、これは旧のハートピア四季、現在アウトドアスタイルAMIDAとして営業しておりますけれども、これにつきましても、使用料そのものは原則に沿った改定でございますけども、別表の変更ということで、旧来備考のところの繁忙期等を書いてございました。また、備考というところで「使用料はサービス料を含む」、あるいは、2におきまして繁忙期というのを規定しておりましたけども、以前お願いしました積翠園と同じ考え方で、この備考のものを削除しまして、表の中の備考につきましても市長が定める繁忙期の宿泊については、原則2名以上とする。このように統一して改正するというものでございます。それ以降の改正につきましては、全て原則にのっとり料金の改定でございます。

あとは、特に特記事項等ございません。

1つ申し上げますと、31ページでございます。高鷲吼高原スポーツ広場、これにつきましても、Aグラウンド、Bグラウンド、Cグラウンド、それぞれの料金につきまして、市民向け、そして、市民以外向け、半日、1日、それぞれ定義しておりますけれども、原則にのっとり形の原則どおりの料金改定だということで左側の新の料金でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 続きまして、議案第13号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。土地改良事業分担金の軽減により農業振興を図るためこの条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきますと改正の条文がございます。その次に新旧対照表、新旧対照表の後に資料をおつけいたしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

こちらの資料のほうの中ほどですけども、主な改正内容といたしましては、県営事業における市と地元の負担率の適正化を図るために別表に定める地元分担金率を次のとおり改めるものでござい

ます。

まず、かんがい排水用水路及び排水路、頭首工、機械揚水、ため池等でございますが、改正前は100分の10でございます。こちらにつきまして、改正後は100分の5に軽減するものでございます。また、括弧書きとしまして、防災に関する整備は負担金なしということでございます。

防災に関する整備というのは、具体的には、ため池の堤体であるとか地滑り対策であるとか、そうした事業が考えられます。

圃場整備につきましては、100分の25を100分の10に軽減いたします。

その他の事業は100分の10を100分の5に軽減するものでございまして、農道、集落道及び防災に関する整備は負担金なしとするものでございます。

それから、その欄の下ですけれども、中山間地域農村活性化総合整備に係る地元分担金、そうした規定を削るものでございます。

施行日は平成31年4月1日から施行するものでございます。

1枚戻りまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表の1ページ目でございますけれども、県営事業の中で、こちら右側が旧の条例でございますが、中山間地域の農村活性化総合事業につきましては、この事業については、県営事業に採択された場合、地元分担金は100分の5です。

ただ、そのほかの、例えばかんがい排水であったり、中山間以外の県営事業に採択された場合は、100分の10になったり、そうしたことで、中山間の事業と若干バランスが崩れるということもございましたので、そこらあたりを、県営事業に採択された場合は基本的にはかんがい排水、それからその他の事業については、100分の5にすると条例を改正するものでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第14号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。林道事業分担金の軽減により森林整備等の進行を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、改正の条例の文面がございまして、その次に、新旧対照表、その後に資料をつけてございますので、その資料で御説明します。

この中ほどですけれども、主な改正内容としましては、第5条第2項として分担金を免除する事業の規定を加えるということで、基幹林道（峰越又は集落間を結ぶ林道）で行う事業、それと、橋梁の補修、更新及び機能強化を行う事業、別表の欄外に備考として基幹林道については分担金を徴

取しないという規定を削るものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日から施行ということでございます。

1枚お戻りいただきまして、新旧対照表の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

こちらのほうで、この分担金の減額、もしくは免除、または徴収猶予という項目がございます。そちらのところに、新のほうで、左側ですけれども、前項の規定にかかわらず基幹林道（峰越又は集落間を結ぶ林道をいう。以下同じ。）で、行う事業並びに橋梁の補修、更新及び機能強化を行う事業については分担金を免除するという条文を加えるものでございます。

それから、新旧対照表、2ページ目をおめくりいただきますと、旧の条文のところに備考欄としまして基幹林道については分担金を徴収しないという、ただし書きとございますか、備考の記載がありますが、こちらを新のほうではしっかりと条文の中に入たい込んだということでございます。

この条例の改正につきましては、まずは、今の橋梁については、基幹林道、基幹林道以外の林道についても、長寿命化の補修であったり、修繕、そうしたものについては地元の分担金はいただかないことにします。

ただし、そのほかの林道については、橋梁以外の林道部分の改良であったり、そうしたものは、この条例改正の段階ではまだ残っております。

負担金を徴収することになります。その件については、他の自治体の状況であったり、現状を調査しながら、今年度、そうした検討を加えながら、来年度に向けてその部分の改正は次回といたしますか、また、次の機会にこうした改正をしようと思っております。

まず、橋梁を先にやらせていただくのは、今年度、もう既にそうした橋梁点検をずっと済ませまして、今年度も予算化をしながら林道の橋梁の修繕に向かいたいということもございまして、今回、まず橋梁の負担軽減をさせていただくというものでございまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりました。

それでは、途中ではありますが、昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

(午前11時59分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 議案第15号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市郡上環境衛生センターの不燃物処理施設の機能を郡上クリーンセンターに移管したこと並びに郡上北部清掃センターの施設用途を廃止すること並びに消費税の引き上げに伴い、一般廃棄物手数料及び産業廃棄物の費用の額を定める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただいて、1ページの新旧対照表をお願いします。

郡上環境衛生センターの不燃物処理機能が郡上クリーンセンターのリサイクルプラザに移管されたことに伴う文言の削除でございます。

郡上北部清掃センター解体に伴う施設名称の削除をするものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行となっております。

続きまして、2ページをお願いします。

消費税の改定に伴うもので、廃棄物手数料に係る条例を整備するものでございます。

別表第1、第8条関係でございます。一般廃棄物処理手数料の可燃物の計量単位でございますが、指定袋45リットルのリットルをLに1枚につきを10枚に変更するもので、それに伴いまして手数料の50円を530円にするものでございます。

不燃物から第11条に関しましては、記載のとおりでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、新旧対照表の附則にありますように、第2条の規定は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律、附則第1条2号に掲げる規定の施行の日から施行するとなっております。消費税法の一部を改正する等の法律の施行日でございますが、平成31年10月1日の見込みであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第16号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただいて、1ページの新旧対照表をお願いします。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部を改正するもので、学校教育法の一部改正で専門性大学

が平成31年度から創設されることにより専門職大学等に係る文言を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第17号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表をお願いします。

これも産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則の一部を改正するもので、16号と同じように学校教育法の一部改正で専門職大学が平成31年度から創設されることにより専門職大学等に係る文言を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 議案第18号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴い、郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例のほか7条例について施設等の使用料を改める所要の規定を整備するためこの条例を定めようとする。

新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表の1ページから11ページにわたりまして対象となる施設8施設の表となっております。

改正後の使用料の金額につきましては、今回の改正に伴い、統一した算定方法により算出しております。

新旧対照表の3ページをごらんください。

この施設は、白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山ですが、施設使用料改正のほかに冷暖房等の使用時の加算額につきまして、旧表記では使用の有無により使用料を表記しておりましたが、今回、他施設と同様な表記とさせていただきます。

使用料改正内容ですが、新旧対照表の10、11ページにあります美並健康福祉センターさつき苑の例をとりまして説明させていただきますので、10、11ページをごらんください。

保健センターの機能部分の調理室、研修室及び地域福祉センター機能のところの小ホール、和室会議室は旧のところでは平日1,080円から今回の改正により1,100円となります。また、会議相談室は半日540円から550円となります。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行するものでございます。

法の施行は平成31年10月1日とされております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第19号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、保険税を減免する所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案に添付してあります資料にて簡単に説明させていただきます。

改正、趣旨にもありますように、被用者保険の被保険者御本人が75歳到達により後期高齢者医療保険制度に移行することに伴い、その被扶養者の方は国民健康保険被保険者となります。被扶養者であった方の国民健康保険税の均等割、平等割が当分の間ということで5割軽減が行われておりましたが、後期高齢者医療制度におきまして保険料の減免見直しが行われまして減免期間が平成31年4月以降、加入日から2年間とされたことに伴いまして、国民健康保険においても改正が行われるものでございます。

新旧対照表をごらんください。第24条3に被保険者の被扶養者に係る均等割、平等割の減免期間を2年とするということを追加いたしました。また、2号では、被保険者の資格を取得する日を新しく資格取得日と改めました。

以上、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、議案第20号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、今までと同様、消費税率の引き上げに伴うもので、郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例ほか15条例について施設等の使用料を定める所要の規定を整備するため、この条例を

定めようとするものでございます。

新旧対照表がついておりますが、その8ページをごらんください。

ここでは、郡上市総合文化センターの使用料金の例でございますけども、ここには文化ホールの平日とか土日祝日とか、そういうものが縦列にありまして、右側には午前とか夜間等の区分がございます。

現在、文化ホール、平日の午前の使用の場合は8,640円ですが、これを1.08で割って、掛けますと左側の新しい8,800円ということになります。以下、このような形での税率の改定に伴う改正を行うものでございます。

その次の、新旧対照表の9ページの旧の欄の一番下でございますけども、ここに種別、施設名の中で屋外広場ということがございますが、これは文化センターの外の広場を使って、イベント等を行った場合の料金設定がございますが、現在、駐車場の整備をしております、これに伴って、屋外広場がなくなる関係でこのものを削除しようとするものでございます。

施行日につきましては、この条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第1条第2号に掲げる規定の日からということで、31年10月1日から施行ということになります。

以上が、第20号でございます。

続きまして、議案第21号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、西和良小学校の統合に伴い、西和良小学校体育館及び屋外運動場の施設用途を廃止すること並びに消費税率の引き上げに伴い、小中学校の体育施設の使用料を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

提案条例の第1条につきましては、西和良小学校の統合に伴いまして、別表第10条関係であります。西和良小学校の項目を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページをごらんください。

ここでは、各学校の開放の例が以下続きます。八幡小学校でいいますと、体育館は通常は無料ですが、照明料の加算は1時間当たり220円となっております。これを1.08で割って1.1掛けたものが左側の体育館1時間当たり230円となります。

以下、このような同様の計算式で行っております。

施行日につきましては、この第1条の小学校の西和良小の削除の部分につきましては、平成31年4月1日から施行し、消費税関係につきましては、先ほどの法律に基づき31年10月1日の施行とい

うこととなります。

第21号は以上でございます。

続きまして、議案第22号をお願いします。

郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

郡上市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

西和良小学校の統合に伴い、西和良小学校体育館及び屋外運動場を西和良体育社会体育施設とする所要の規定を整備すること並びに消費税率の引き上げに伴い体育施設の使用料を改める等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

この条例につきましては、西和良小学校の統合に伴いまして、学校開放施設でありました西和良小学校の体育館と運動場を社会体育施設として新たに体育施設条例に加えるものであります。

名称及び位置の新しいところですが、「那比社会体育施設」の次に「西和良社会体育施設」を加えます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いします。

新しいほうですが、西和良社会体育施設の中に体育館と広場、それぞれを加えるものでございます。

続きまして、第2条は消費税関係のものでございます。

新旧対照表の12ページをごらんください。

まん真ん中広場、多目的広場の、通常は無料ですが、これも照明料ですが、1時間当たり1,080円というのですが、これも割り戻しで掛けますと。左側の新しい1,100円ということになります。

以下、同じような形で料金を改定しております。

それから消費税関係以外の部分でございますが、そのページの多目的広場の下にゲートボール場（1面）ということがございますが、これは人工芝化しましたことによりましてゲートボール場を廃止したためにこれを削除するものでございます。

それから、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

この備考欄に体育館の使用料から始まりますが、入場料を徴収する等、営利を目的とするものとみなされる場合は、目的外使用料の2倍の額を徴収するものとしております。

この表が新旧対照表の10ページのところで、運動場に移ったときに、新旧表の表が切れておりまして、この備考の項目が運動場には適用されないということになっておりましたので、この運動場においてもこの備考欄の項目を適用させるためにこの左側の表のように表をつないで備考欄をつないでこういう効力を発揮させようとするものでございます。

この施工費につきまして、先ほどの第1条関係の西和良の社会体育施設の追加につきましては、平成31年4月1日から施行し、第2条の消費税関係につきましては、先ほどの消費税と同じように31年10月1日の予定となっております。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

なお、質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第23号から議案第37号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） それでは日程25、議案第23号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程39、議案第37号 平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの15議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議案第23号から議案第37号まで、15会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案第23号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議案第24号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第26号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第27号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第28号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について、議案第29号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第30号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第31号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第32号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第33号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第34号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第35号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号 平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、予算書がついております。まず一般会計補正予算書でございます。第4号。おめくりいただきまして、平成30年度郡上市一般会計補正予算（第4号）は次に定める

ところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ315億2,060万3,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は第2表繰り越し明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為による。

第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。

6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。追加といたしまして、全部で24事業でございます。ほとんどの主な理由になりますけれども、全国的な災害等によりまして、資材の調達に不測の日数を要したというものがほとんどでございます。

少し違うものだけ御説明をさせていただきます。

一番上の9、越前屋改修事業でございますが、こちらは登録有形文化財の部分の改修に関係機関との協議に時間を要したというものでございます。

あと、その下、ケーブルテレビ伝送路等更新事業でございますが、こちらは国道の情報ボックスの専用に時間を要したというものでございます。

その下、介護老人福祉施設等整備補助金、これはNPO法人りあらいず和が整備しているものでございますが、痴呆症、高齢者、グループホームの整備に伴います補助金でございますが、これは入札不調に伴いまして、設計見直しを行う必要があったということで、おくれたものでございます。

あと、その下は資材調達に不測の日数が要したものでございますし、5行ほど下に企業誘致関連整備事業がございます。こちらは地権者との交渉に不測の日数を要したということでございます。

その後、また6行目ぐらい下がっていただきますと都市再生整備計画事業がございます。こちらのほうも地元調整等のおくれによるものでございます。

その下、消防施設維持管理経費でございます。これは、救急自動車の修理が年度内に終わらないという見込みで繰り越すものでございます。

その下、小学校校舎等整備事業、中学校等校舎等整備事業、どちらも今回の補正予算で計上させていただいておる事業でございます。

その後、下から3行目になりますけれども、単独災害復旧事業、こちらにつきましては、地滑り範囲の特定に不測の日数を要したということで、繰り越しさせていただくものでございますし、一番下の単独災害復旧事業につきましては、これは和良庁舎の裏の擁壁の関係になります、河川の護岸工事施行後の着工となるということでおくれるものでございます。

24事業を合わせまして、28億2,762万円ということでございます。

それから、7ページ、第3表 債務負担行為補正でございます。追加でございます。県議会議員

選挙経費でございまして、こちらのほうは、統一地方選の執行日が3月29日告示、4月7日投票と定められました。それによって、ポスター掲示板の設置及び撤去の業務が年度をまたぐ契約になるということで、今回、期間といたしまして、平成30年度から31年度まで月限度額として39万8,000円とするものでございます。

その下、がんばれ子育て応援事業、これは平成30年度分でございます。30年度に新たに対象となりました子どもさんに対する部分でございます。平成30年度から平成35年度までの6年間3,550万円とするものでございます。

もう1ページおめくりいただきまして、地方債の補正になります。変更でございます。

一般単独事業の合併特例債、補正後の限度額のところを見ていただきたいと思います。23億1,520万円ということで、4,820万円の増。それから、その下、辺地対策事業でございますが、2,620万円の減、4億4,610万円。それから、補助災害復旧事業費でございます。これは、1,410万円減の3億9,040万円。単独災害復旧事業、3,500万円増の1億6,810万円。過疎対策事業480万増の2億3,590万円でございます。こちらにつきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものでございます。

その下、学校教育施設等整備事業でございますが、1億9,430万円増の2億1,470万円とするものでございます。こちらは、小中学校のエアコン設置事業に伴うものでございますし、その下、臨時財政対策債につきましては、1,680万円減の7億5,320万円でございます。発行額の確定に伴うものでございます。

あと、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じということでございます。

その他につきましては、今回お配りしております事業概要説明一覧表においてまた御審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書のほうを見ていただきたいと思います。

第3号になります。平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,802万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,565万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,889万円とするものでございます。

第2条、地方自治上第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正によるということでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費の追加になります。災害復旧費診療施設

災害復旧費でございまして、和良の診療所の災害復旧事業でございます。

これは、一般会計の和良庁舎と同様でございまして、河川の護岸工事施工後の着工となるために年度内に完了が見込めないため繰り越すものでございますので、よろしくお願いたします。  
1,186万5,000円でございます。

それから、その下、地方債の補正でございます。変更、災害復旧事業、70万円減の1,800万とするものでございます。これは、事業の確定見込みによるものでございます。

記載の方法、利率、償還の方法は補正前に同じですので、よろしくお願いたします。

続きまして、下水道事業の特別会計補正予算書をよろしくお願いたします。

第2号になります。平成30年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ539万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,717万円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更及び廃止は第3表地方債補正によるということで、4ページをごらんいただきたいと思ます。

第2表、繰越明許費でございます。事業名でございますが、特定環境保全公共下水道建設事業60万円、農業集落排水建設事業860万円、農業集落排水災害復旧事業240万円、あわせて1,160万円でございます。

こちらは3事業とも道路改良または災害復旧工事、支所移転等でございます。これらの工事が年度内に完了が見込めないことから同様に繰り越すものでございます。

あとは、第3表地方債の補正でございますが、下水道事業債、補正後でございます。限度額4,590万円、これは1,390万円の増でございます。

その後、資本費平準化債、こちらが1,000万円減の3億3,000万円でございます。

あと、過疎対策事業債が10万円減の40万円ということでございまして、こちらは辺地債からの組み替えによるものと、それから、前年度繰越金等によって事業の確定見込みによるものでございます。

記載の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

廃止といたしまして、辺地対策事業を1,460万円へ廃止になるものでございます。これは下水道事業債に変更になった部分でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いたします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に

定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,108万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,852万7,000円とするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,797万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,897万3,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。

4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。

災害復旧費の和良介護老人保健施設災害復旧事業1,785万7,000円。こちらも一般会計と国保の直診会計と同様に河川の護岸工事の施工後に着工となるということで、年度内に完了が見込めないためでございますので、よろしく願いいたします。

第3表、地方債補正。変更でございます。災害普及事業。1,660万円、690万円の増でございます。こちらにつきましては、事業費の増によるものでございます。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、宅地開発特別会計予算書（第1号）を見ていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ542万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31万2,000円とするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億608万4,000円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、小水力発電事業特別会計補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,763万5,000円とするものとさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、工業団地事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市の工業団地事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,580万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,829万9,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。

ということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費、事業名は工業団地造成事業でございます。1億7,503万2,000円。こちらは用地賠償の交渉に不測の日数を要したため、年度内に事業の完了が見込めず繰り越すものでございますので、よろしく願いいたします。

第3表、地方債補正。変更でございます。

工業団地造成事業、補正後の限度額を3,700万円減の6億2,710万円とするものとさせていただきます。これは事業費の確定見込みによるものとさせていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大和財産区特別会計補正予算書（第2号）をお願いします。

1枚おめくりいただきます。

平成30年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,633万3,000円とするものとさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、白鳥財産区特別会計補正予算書（第1号）をお願いします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859万5,000円とするものとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、牛道財産区特別会計補正予算書（第2号）をお願いします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ954万4,000円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、石徹白財産区特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,132万円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、明宝財産区特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,961万9,000万円とするものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

こちらは造林事業でございます、こちらはスキー場内の7月豪雨による被災現場がその後の台風等によりまして再測量することが必要となったということで、スキー場オープンまでに事業を完了することができなかつたため、繰り越すものでございます。744万1,000円でございますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページになります。

第1条、平成30年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

2ページの第3条になります。第3条、収益的収入および支出でございます。

収入でございますが、これは支出ともでございます。

43億5,099万1,000円に256万7,000円を追加して、合計43億5,355万8,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、これは4条予算のほうになりますが、第4条、資本的支出につきましては収入のほうでございますけれども、計のほうを見ていただきたいと思います。

5億1,782万7,000円から27万4,000円を減額し、5億1,755万3,000円とするものでございますし、支出のほうでございますが、計のところ、8億567万3,000円から572万2,000円を減額して、7億9,995万1,000円とするものでございます。

以上、15会計につきまして、補正予算の上程でございます。

それぞれ先ほど申し上げました事業概要説明一覧表に明細を記載してございますので、またこれを参考に御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました15議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第23号から議案第37号議案までの15議案については、会議規則第44条第1項の規定により、2月27日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第37号までの15議案については、2月27日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第38号から議案第59号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程40、議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算についてから、日程61、議案第59号 平成31年度郡上市病院会計事業予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第38号から第59号まで22会計の当初予算の議案につきまして読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第38号 平成31年度郡上市一般会計予算について、議案第39号 平成31年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第40号 平成31年度郡上市下水道下水道事業特別会計予算について、議案第41号 平成31年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第42号 平成31年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第43号 平成31年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第44号 平成31年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第45号 平成31年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第46号 平成31年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第47号 平成31年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第48号 平成31年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第49号 平成31年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、議案第50号 平成31年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第51号 平成31年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第

52号 平成31年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第53号 平成31年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第54号 平成31年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第55号 平成31年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第56号 平成31年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第57号 平成31年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第58号 平成31年度郡上市水道事業会計予算について、議案第59号 平成31年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、ちょっと1枚おめくりいただきまして、総括表のほうで予算案をお示しさせていただきたいと思います。A3の縦長の表でございます。よろしく願いいたします。

会計名、それから、平成31年度予算額、対前年の増減額、増減率を読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

一般会計でございます。280億4,200万円。1億3,500万円、0.48%の減でございます。

国民健康保険特別会計47億3,630万5,000円。こちらにつきましては、9,640万6,000円、2.08%の増。

同じく直営診療施設勘定でございます。4億5,105万8,000円。こちらにつきましては、1,900万9,000円、4.04%の減でございます。

下水道事業特別会計25億895万1,000円。1億1,040万3,000円、4.60%の増。

介護保険特別会計43億8,449万4,000円。4,045万円、0.93%の増。

介護サービス事業特別会計7億248万2,000円。3,592万6,000円、4.87%の減。

駐車場事業特別会計766万8,000円。356万9,000円、87.07%の増。

宅地開発特別会計759万6,000円。186万2,000円、32.47%の増。

青少年育英奨学資金貸付特別会計3,622万6,000円。431万6,000円、10.65%の減。

鉄道経営対策事業基金特別会計87万9,000円。3,000円、0.34%の減。

後期高齢者医療特別会計6億86万8,000円。617万7,000円、1.04%の増。

小水力発電事業特別会計3,262万3,000円。59万4,000円、1.85%の増でございます。

工業団地事業特別会計2億1,470万円。1億3,940万1,000円、39.37%の減でございます。

大和財産区特別会計でございます。1,400万円。200万円、16.67%増。

白鳥財産区特別会計、848万7,000円。13万5,000円、1.62%の増。

牛道財産区特別会計、1,393万6,000円。193万6,000円、9.11%の減。

石徹白財産区特別会計、3,400万8,000円。431万2,000円、11.25%の減。

高鷲財産区特別会計、4,190万5,000円。341万6,000円、8.8%の増。

下川財産区特別会計、538万1,000円。32万8,000円、6.49%の増。

明宝財産区特別会計、1,900万円。770万円、28.84%の減。

和良財産区特別会計、1,529万円。55.18%の増。

特別会計を合わせまして、138億3,585万7,000円。5,870万4,000円、0.43%の増でございます。

あと、企業会計のほうになります、水道事業会計、収益事業のほうになります。

12億5,066万3,000円。これは1,845万8,000円。1.45%の減。

資本のほうになります。8億8,200万9,000円。1億3,694万1,000円、13.44%の減。

病院事業会計の収益になります。44億7,143万円。1億1,980万5,000円、2.75%の増。

資本のほうになります、6億3,676万7,000円。1億5,365万1,000円、19.44%の減でございます。

総合計といたしまして、491億1,872万6,000円。2億6,554万1,000円。0.54%の減ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上、全会計につきまして、予算案の総額をお示しさせていただきました。

お配りさせていただいております予算関係につきましての参考資料にさまざまな項目の資料を添付してございますし、今後の予算特別委員会の中でまた説明をさせていただきたいと思っております。

あと、事業概要一覧表につきましても、事業ごとに事業概要のほうを記載してございますので、特別会計も含めまして、また詳細な説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました22議案のうち議案第38号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、議案第38号に係る質疑は予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

議案第39号から議案第51号までの21議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第38号については、会議規則第44条第1項の規定により3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第60号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程62、議案第60号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 議案第60号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

辺地総合整備計画の変更につきましては、計画期間内におきまして、施設ごと、また、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは、新たに施設を加えるような場合に議会の議決を得た上で総務大臣に提出しなければならないということになっております。今回もそういった変更でございますので、よろしく願いいたします。

議案書をおめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、郡上中部辺地における第5次変更後の計画書でございます。このうち2の（4）電気通信に関する施設、これは本年度より実施しておりますケーブルテレビの光化整備事業について新たに本計画に加えるものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

第6次変更後の郡上北部辺地でございます。同じく2の（4）電気通信に関する施設としまして、ケーブルテレビの光化整備事業を新たに加え、また、（6）の診療施設としまして、高鷲診療所の医療機器の整備を新たに加えるものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

同じく第6次変更後の郡上西部辺地でございます。ここでも、2の（3）電気通信に関する施設としまして、ケーブルテレビの光化整備事業を新たに加えるものでございます。

最後に15ページをごらんいただきたいと思います。

第5次変更後の郡上南部辺地でございます。

ここでは、2の（3）電気通信に関する施設としまして、既に携帯電話の鉄塔基地局整備について記載がされていたわけですが、これにケーブルテレビの光化整備事業を新たに加えるものでございます。

施設ごとの事業費等の増減につきましては、この議案の後に添付しております参考資料にて御説明を申し上げたいと思いますので、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず中部辺地に係る整備計画の新旧対照表でございます。左側の欄が変更前、右側の欄が変更後でございます。各行には道路等の施設名がございまして、その隣が事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額、備考欄には辺地債の増減が記載されております。

それでは、施設ごとに変更後の事業費と辺地債の増減について申し上げます。

道路につきましては、変更後の事業費を12億2,681万8,000円とし、辺地債の予定額を1億9,950万円減額します。

林道につきましても、事業費を1,847万6,000円とし、辺地債の予定額も250万円減額します。

また、農道につきましても、事業費を4,050万円とし、辺地債の予定額も2,620万円減額します。

次の電気通信施設につきましては、先ほど申し上げましたケーブルテレビ光化整備事業を加えるもので、事業費を8,940万2,000円とし、辺地債の予定額は8,930万円とするものでございます。

通学バスにつきましては、増減はございません。

飲用水供給施設につきましては、事業費を4億1,847万4,000円とし、辺地債の予定額も350万円減額します。

下水処理施設につきましても、事業費を3,305万1,000円とし、辺地債の予定額も150万円減額します。

消防施設につきましても、事業費を1,942万4,000円とし、辺地債の予定額も1,020万円減額します。

また、用水路におきましても、事業費を750万円とし、辺地債の予定額も300万円減額します。

よって、合計の事業費は18億8,608万9,000円となり、辺地債の予定額も1億5,710万円の減額となりました。

次の2ページ、3ページには、ただいま御説明申し上げましたそれぞれの施設ごとの事業明細が記載されておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

郡上北部辺地でございます。

道路につきましては、変更後の事業費を7億6,826万6,000円とし、辺地債の予定額も820万円減額します。

林道につきましては、事業費を4億3,616万3,000円とし、辺地債の予定額を1,500万円増額します。

農道につきましては、事業費を4,750万円とし、辺地債の予定額も600万円減額します。

次の電気通信施設につきましては、ケーブルテレビ光化整備事業を加えるもので、事業費を9,772万6,000円とし、辺地債の予定額は9,760万円とするものでございます。

自動車につきましては、事業費を335万円とし、辺地債の予定額も110万円減額します。

次の診療施設につきましては、先ほど申し上げました高鷲診療所の医療機器の更新を加えるもので、事業費を638万円とし、辺地債の予定額を360万円とするものでございます。

飲用水公共施設につきましては、事業費を12億9,292万円とし、辺地債の予定額を390万円減額します。

下水処理施設につきましては、事業費を1億1,443万7,000円とし、辺地債の予定額を2,500万円減額します。

消防施設につきましては、事業費を5,922万9,000円とし、辺地債の予定額を2,510万円増額します。

除雪機械につきましても事業費を4,807万円とし、辺地債の予定額を600万円増額します。

なお、用水路につきましては、増減はございません。

よって、合計の事業費は28億8,154万1,000円となり、辺地債の予定額は1億265万円の増額となりました。

次に、5ページ、6ページには、それぞれの事業明細が記載されておりますので、よろしく願いいたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

郡上西部辺地でございます。

道路につきましては、変更後の事業費を3億6,874万9,000円とし、辺地債の予定額を2,690万円減額します。

林道につきましても、事業費を7,438万8,000円とし、辺地債の予定額も10万円減額します。

次の電気通信施設につきましては、ケーブルテレビ光化整備事業を加えるもので、事業費を4,283万1,000円とし、辺地債の予定額は4,270万円とするものでございます。

飲用水供給施設につきましては、事業費を9億2,578万円としましたが、辺地債予定額の増減はございません。

下水処理施設につきましては、事業費を2,523万5,000円とし、辺地債の予定額を90万円減額します。

消防施設につきましては、事業費を1,092万2,000円とし、辺地債の予定額を230万円増額します。

よって、合計の事業費は14億4,790万5,000円となり、辺地債の予定額は1,710万円の増額となりました。

次の8ページには、また事業明細が載っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に9ページをごらんいただきたいと思います。郡上南部辺地でございます。

道路につきましては、変更後の事業費を6億9,960万8,000円とし、辺地債の予定額を1億9,300万円減額します。

林道につきましては、事業費を9,303万5,000円とし、辺地債の予定額も1,650万円減額します。

次の電気通信施設につきましては、ケーブルテレビ光化整備事業を加えるもので、事業費を9,845万8,000円とし、辺地債の予定額を5,080万円増額します。

下水処理施設につきましては、事業費を2,385万9,000円とし、辺地債の予定額を100万円減額し

ます。

消防施設につきましては、事業費を854万9,000円とし、辺地債の予定額を450万円増額します。

用水路につきましては、事業費を皆減とし、辺地債の予定額も520万円減額します。

最後に、ため池につきましては、事業費を200万円とし、辺地債の予定額を650万円減額します。

よって、合計の事業費は9億2,550万9,000円となり、辺地債の予定額も1億6,690万円の減額となりました。

次の10ページ、11ページにはただいま申し上げました施設ごとの明細が記載されておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、12ページ、13ページには、辺地対策事業箇所的位置図を添付させていただいております。この色分けにつきましては、平成29年度以前の事業は桃色、平成30年度事業は黄色、平成31年度事業は緑色として表示しております。参考にしていただければと思います。

計画変更の議決をお願いいたしました辺地の計画期間はいずれも平成27年度から31年度の5カ年でございますので、来年度が最終年度となります。そのため、道路整備を中心として実施に至らなかった多くの事業が基本的には次期の計画に送られることとなりますけれども、次期の計画を策定する際には優先度等を考慮し、できるだけ計画期間内に着手できると見込まれる事業について適切に計画に反映、計上してまいりよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます、よって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可とす

ることに決定いたしました。

---

◎議案第61号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程63、議案第61号 財産の無償譲渡について（上沢集会所敷地及び倉庫）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 議案第61号をお願いいたします。

財産の無償譲渡について（上沢集会所敷地及び倉庫）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、土地、所在、郡上市和良町沢字田ノ尻44番1、地目、宅地、地積につきましては、927.78平方メートル。

建物でございます。所在、郡上市和良町沢44番地1。

構造につきましては、木造平屋建。床面積22.81平方メートル。

2、譲渡の相手方、郡上市和良町沢368番地、上沢自治会。

譲渡の理由、財産の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

おめくりいただきまして、位置図と現況写真をつけております。ちょうどその地図の真ん中の右下になりますけれども、上沢集会所敷地及び倉庫、下に写真がちょっと見にくいですが、つけてございます。集会所の建物もございまして、集会所の無償譲渡につきましては、平成29年第1回定例会のほうで無償譲渡についてお認めいただいたものでございます。

次のページには、字絵図、航空写真、その次には登記簿の写しをつけてございます。

この敷地につきましては、上沢集会所整備後の平成5年8月に当時の和良村に寄附されておりますが、上沢自治会が平成31年1月17日に認可地縁団体となりました。この敷地の譲渡要望があったことから無償譲渡させていただくものでございます。

木造の建物につきましては、以前、消防のポンプ積載車の車庫として建てられたものでございますけれども、和良方面隊の部の統廃合により不要となっていたものを防災倉庫として活用したいと要望がございました。平成26年度から使用貸借契約を結んでいるというものですが、今回、土地とあわせて無償譲渡をさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会議日程に従い、改めて行います。

◎議案第62号及び議案第63号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程64、議案第62号 市道路線の廃止についてと日程65、議案第63号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明については、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いします。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議案第62号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号は4—535でございます。路線名については、高鷲牧場2号線、起点は郡上市高鷲町鷲見字中棚、終点が郡上市高鷲町鷲見字ブトヶ洞でございます。

おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいておりますが、その資料の2ページ、3ページのところをお開きいただきたいと思っております。

この高鷲牧場2号線につきましては、道路改良に関連をいたしまして、市道路線の延長が必要なため、対象路線を一旦廃止しまして再度認定するものでございます。

この路線については、右が3ページ目の上のところですが、起点、高鷲町鷲見字中棚のところから、ブトヶ洞まで、終点がございますが、実際にはここからもう205メートルほど奥へ行ったところまでが実際にその市道として管理している部分でございます。

その部分までを、今回、道路舗装修繕や道路改良の計画がございまして、また、このたび未登記処理が全て終わりましたので、ここの路線については、全て市の名義になったということもございまして、この路線を一旦廃止しまして、205メートル先へ延びたところの本来の市道として管理する位置まで認定するものですので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして、議案第63号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。平成31年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号は、1—400でございます。東町区内6号線、起点は郡上市八幡町旭字寺畑から、終点が郡上市八幡町旭字寺畑でございます。

それから、もう1路線、4—535、高鷲牧場2号線、起点は郡上市高鷲町鷲見字中棚から、終点が郡上市高鷲町鷲見字奥朽洞でございます。

こちら先ほどの資料をごらんいただきたいと思っております。資料の4ページ、5ページでございます。

こちらですが、東町区内6号線ということで、起点が八幡町旭字寺畑、これはスポーツセンターのほうへ入っていく進入路的な扱いというか、入り口のところになります。こちらは県道有穂中坪線の一部ということで、県で整備をし、管理をされておりましたが、今回、この旧道処理の関係で、県から市が払い下げを受けることになりまして、この払い下げ区間を新規の路線として認定するものでございます。延長は、101.5メートルでございます。

それから、資料をお戻りいただきまして、先ほど廃止の御説明をさせていただきました高鷲牧場2号線の件でございますが、起点が高鷲町鷲見字中棚から廃止したところよりももう205メートル奥へ入りました高鷲町鷲見字奥朽洞の位置のところまで新たに認定するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議報告第2号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程66、議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）。

例月出納検査の結果が、監査委員より別紙の写しのおり提出されたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第3号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程67、議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）。

定期監査の結果が監査委員より別紙の写しのおり提出されたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

2月19日までに受理いたしました請願は、お手元に配付いたしました文書表のおり各常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時19分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄